

No. 7 2002年4月発行

淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第7回猪名川部会の内容……………P.1
- 第7回猪名川部会の説明資料より抜粋……………P.6
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年1月18日(金) 第7回 猪名川部会が開かれました。



【チサンホテル新大阪】

第7回猪名川部会 委員リスト

2002.1.18現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源 (水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係 (魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物 (植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	吉田 正人	自然保護 (自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	委員会

注1：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第7回猪名川部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。当日は、河川管理者より、前回の委員発言への対応として、猪名川の治水の現状についての説明が行われた後、検討課題(治水)についての意見交換が行われました。

第7回猪名川部会(2002.1.18開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1 決定事項

- 3/30委員会に報告する、猪名川部会としてのとりまとめを3/4部会を目処に行う。
- 部会としてのとりまとめにむけてワーキンググループを作り、作業を行う。
- 立候補によりワーキングメンバーが以下の通り決定した。欠席委員にも参加の有無を確認し、メンバーを確定する。
メンバー(2002.1.18時点)：米山部会長、池淵部会長代理、田中委員、畚野委員、細川委員、本多委員、松本委員

2 審議の概要

今後の部会の進め方について

中間とりまとめの内容(この段階では個別の事業の可否については言及しない等)および部会としてのとりまとめのスケジュール、ワーキンググループの設立が確認された。

河川管理者からの説明

猪名川工事事務所より、前回部会における委員発言に対応した資料(資料2-1および2-1補足)の説明が行われた。

検討課題に関する議論(治水に関して)

主に、治水の目標等について意見交換が行われた。委員から「目標レベルの検討にあたっては比較できるデータが必要」との意見があり、河川管理者から「整備計画原案を提出する場合には比較資料を添付する予定である。今後可能な範囲で資料を提出したい」旨の発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

庶務より、昨年12月に流域委員会で実施された一般意見募集の結果報告、次回部会において予定されている一般意見聴取の進め方と意見発表者の選出についての説明が行われ、了承された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言は無かった。

3 説明要旨：資料2-1「猪名川部会における委員発言に対応する資料」

資料2-1補足「猪名川工事事務所、猪名川総合開発工事事務所が今後予定している治水対策工事」

§猪名川の現状

1. 総合治水対策について

1-1. 総合治水対策事業の概要

これまでの総合治水対策事業は以下の3つの骨子に基づき実施してきた。

開発地の保水能力を防災調節池により確保する。

中・上流部で河道氾濫による遊水効果をもたせる。

流下能力不足の区間の下流河道改修を進める。

- ・開発で失われた保水機能を防災調節池等で補う。
- ・開発面積が1ha以上の防災調節池が51箇所あり、基準地点小戸上流域では約60万m³の調節池容量を確保している。
- ・猪名川総合治水対策事業に対応した防災調節池は、小戸上流域で開発面積1ha以上の開発に対して1ha当たり600m³以上の調節池容量を設けるように指導している。
- ・防災調節池について恒久施設としての位置づけはされていない。
- ・猪名川小戸上流域では防災調節池が埋め戻された事例はない。
- ・銀橋上流付近の多田地区及び猪名川上流部遊水域について土地利用の規制等を行っている。

1-2 . 総合治水対策の評価

- ・土地利用想定が昭和55年 昭和65年で、市街化率20.5% 34.6% (戸の内上流)を想定していたが、実際は平成10年現状では23.8%に留まっている。
- ・一庫ダムの操作は、総合治水対策事業計画では650m³/秒定量放流操作であった。川西池田地区及び銀橋狭窄部等の改修が済んでいないため、これを平成12年に見直し、現在150m³/秒定量放流操作となっている。
- ・現状の流域、河道、施設、操作ルールに基づき、流量分担を評価した。具体的には、昭和28年9月、昭和35年8月、昭和42年7月、昭和58年9月の著名4洪水と、近年の中小洪水である平成元年9月、平成5年7月出水と対象として評価を行った。
- ・その結果、小戸地点に対して防災調節池の保水機能はそれほど大きくなく、平成5年7月洪水程度の規模を越えるとダムによる調節効果が大きいことがわかる。
- ・防災調節池は全体では効果が大きくないが、地先で見た場合、効果が認められる。特に中小洪水ではその効果が大きい。
- ・これまでの総合治水対策事業は、下流河道改修が実施されるまでの緊急かつ暫定的なもので、小戸上流域のみを対象に保水・遊水機能を確保してきた。今後は、恒久的な対策を考えることが必要であり、小戸下流において都市災害対策の必要性が高まっていると言える。

2 . 保水能力について

2-1 . 開発に伴う流出増の要因

- ・山林の市街地化によって、流域保水能力が減少し、降雨損失量が小さくなる。
- ・市街化率が増大し、洪水到達時間が短くなる(流出が早くなる)ことによりピーク流量が大きくなる。
- ・その他、河川改修による氾濫貯留効果の減少も要因の1つにあげられる。

2-2 . 保水能力の表現方法

- ・猪名川の洪水流出解析では保水能力を降雨損失モデルで、流出時間を流域流出モデルで表現している。
- ・猪名川の流出計算では、損失(地面への浸透等)を見込む累加雨量(飽和雨量)を過去の洪水の平均的な値60mmとして設定している。
- ・前に降雨があり既に土壌が飽和しているような場合、損失を見込む累加雨量の値を過大(最大に)考えるのは危険。
- ・昭和28年9月洪水を対象として、雨を0.7倍、1.0倍、1.5倍、2.0倍した時の流出計算から流域の保水能力とダムによる洪水調節機能を評価した。評価地点は小戸地点としている。

2-3 . 保水能力の評価

- ・保水能力については、損失を最大(飽和雨量200mm)に見込んで雨の規模が大きくなると(雨の倍率が大きくなると)流量低減効果は小さくなり、ほとんど無くなってしまふ。また、土地利用を開発前に戻しても流量低減効果は小さい。一庫ダムの洪水調節効果が大きいと言える。

3 . 猪名川の治水の現状

3-1 . これまでの治水事業の効果

- ・著名4洪水を対象に、当時の氾濫実績と、現状の施設・河道で想定される氾濫状況を比較検討した結果、河道改修、一庫ダム事業などにより、以前に比べて浸水被害は軽減したと言える。しかし、多田地区では浸水の頻度が高く、その下流川西池田地区も未改修区間が残っている。

3-2 . 上下流問題

- ・浸水常襲地区である多田盆地の浸水頻度を軽減するためには、銀橋狭窄部の開削が必要。そのためにはまず、開削により影響が生じる川西池田地区の改修が前提となる。
- ・昭和28年9月実績降雨を1.0倍、1.2倍、1.5倍、2.0倍したものを現状と改修後(川西池田地区改修・多田地区改修)に降らせた場合、どこが危険なのか、氾濫被害状況を対比して検討した結果、川西池田地区改修、多田地区改修によって、当該地区の浸水頻度、被害は軽減されるが、下流への流量は増え、さらに1.2倍以上の規模になれば、下流の被害が増大することがわかった。

§ 河川と下水道

- ・河川管理者から下水道事業者へ補助金を出すという制度は現在ない。
- ・下水道事業については国土交通省所管事業であり自治体への補助は現制度でもある。
- ・下水道の維持管理費については補助がない。

4 主な意見

<長期的な展望、川のあるべき姿等>

- ・個別の事業については、まず、100年後の猪名川をどうするかといったような大きなビジョンがあってはじめて、議論ができるのではないか。
- ・遊水機能、保水機能には限界がある。やはり河道の大幅な拡幅が根本的な対策ではないか。市街地に人口が集中している現在では不可能かもしれないが、人口が減少してゆく100年後の未来を視野に入れ、可能なところから着手しはじめてもいいのではないか

<治水、利用、環境(境界・融合領域)>

- ・非日常である洪水と日常である環境、利水のうち、どちらにウェイトを置いて考えてゆくべきか。

<方向性、考え方>

- ・治水計画の基準とする降雨量を決定するためには、工事内容と被害地域との関係を試算してみる必要がある。例えば、銀橋の狭窄部に手を加えないまま、昭和28年の洪水時の2倍の雨が降った場合は、銀橋の上流部では浸水するが下流域の被害は回避できるといったような試算が必要になってくるのではないか。
- ・上下流問題は冷静な議論を行う必要がある。そのためには、工事内容(狭窄部を開削した場合、しない場合等)による費用と便益が、地区ごと、降雨条件ごとに比較・整理された表があればいいのではないか。
- ・整備計画原案を提出する場合にはそういった比較資料を添付する予定である。今後可能な範囲で資料を提出したい
- ・上流部の宅地開発や市街化によって、下流地域の浸水被害が増大するといったような事態は避けなければならない。
- ・遊水機能を持つ地域を居住区域として開発し、その代替案に堤防をつくるというのが現在の趨勢である。今後もこのままでいいのか、危惧している。
- ・洪水を100%防御することは不可能である。治水対策を十分に施した上で、洪水時の行政のフォローシステム、避難施設、浸水した地域への補償、市民のライフスタイルの見直しといったソフトの部分での対策が必要である。
- ・治水の目標レベルを判断するには、必要な工事の内容とそのコスト、環境へのダメージ、浸水区域での被害の程度が、基準となる降雨量によってどう変化するのかを比較検討した資料がなければ、判断するのはむずかしい。
- ・洪水による被害範囲を示す資料だけでは不十分である。床上浸水か、床下浸水か、さらに

は、浸水する地域が農地か工場地域か住宅地域かによって、被害の程度に差が出てくる。そういったものがわかる資料が必要ではないか。

- ・ 治水工事によって安全度を上げてゆくと、急にコストが跳ね上がるポイントがある。そのポイントが分かれば、ダムや堤防といったハードで対策するべきか、それとも、避難施設や浸水した地域への補償といったソフトで対策するべきか、理解しやすくなるのではないか。

現状で戦後最大の雨が降った場合、どんな被害がどの程度発生するのか。そして例えば、戦後最大雨量を基準に上流のダムによる対策を主とした工事をすれば、その被害がどう変化し、どの程度軽減するのか。また、ダムの代わりに遊水池や溜め池を主とした工事を行えば、どうなるか。堤防の高くして幅を広げる工事をすれば、どうなるか。それぞれのメニューの比較表を、時間はかかるだろうが、用意したい。

<洪水>

- ・ 治水だけに特化して議論するのではなく、ライフスタイル、情報共有、リスクマネジメントといったこれまで議論してきたことを総合化したうえで、治水について考えてゆく必要がある。
- ・ 過去に一度でも浸水の被害にあった地域は、浸水を許容することはできないだろう。河川整備によって洪水被害のリスクを極力少なくするのは当然だが、同時に、環境のことも考えてゆかなければならない。
- ・ 流量をダムや河道改修によって分担するのではなく、溜め池、小規模の貯水池、ピオトープ、浸透弁による地下水脈への導水によって、遊水機能や保水機能を高めることはできないのか。具体的な事例やアイデアがあれば知りたい。
- ・ 遊水機能と保水機能を高めるために、現在、暫定的な施設となっている防災調節池を恒久施設として位置づけられないか。また、貯水池の容量を増やすためには、底の掘削等が考えられるが、そのコストを試算してみる必要がある。さらに、行政指導によって、遊水機能を持つ地域の土地利用を規制してゆくといいことも考える必要がある。
- ・ 昔から氾濫していた地域では、その危険を覚悟し洪水への心構えを持って住んでいるだろうから、浸水頻度については許容してもらうといった考え方が必要かもしれない。
- ・ かねてより浸水頻度の高い地域では、浸水もひとつの文化であるかもしれない。補填や補償といった代替案を考慮した上でなら、浸水被害を許容してもらうといった考え方もありうるのではないか。

<ソフト面での防災>

- ・ 何らかの開発や工事によって洪水が増加し、浸水頻度が上がった場合は補償や補填といった対策が必要になってくる。

<生物、生態系>

- ・ 貴重種の生存のためには、普通種の保存が重要になってくる。たとえば、シカの生存のためには、いわゆる「雑草」とよばれる普通種の存在が重要である。

<その他>

- ・ 余野川ダムの可否がこの流域委員会の答申次第で決定する以上、必ず結論を出さなければならぬ。議論を深め、結論を出すための場を設定して頂きたい。

<方法>

- ・ 「個別の事業については言及しない」ということだが、個別の事業から全体の計画を考えるという方法も十分あり得るのではないか。例えば、余野川ダムの建設によって下流域や上流域ではどういった問題が発生するか、といったように考えていけるのではないのか。

以上



説明資料一覧

配布資料リスト

資料名		提供主体	ボリューム()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	i07-A
資料 1	中間とりまとめに向けた今後の部会の進め方等について	庶務	A4(2),A3(1)	i07-B
資料 2 - 1	猪名川部会における委員発言に対応する資料：猪名川工事事務所提供「第7回猪名川部会説明資料」	河川管理者	A4(62)	i07-C
資料 2 - 1 補足	猪名川工事事務所、猪名川総合開発工事事務所が今後予定している治水対策工事	河川管理者	A4(1)	i07-D
資料 2 - 2	猪名川部会における委員発言に対応する資料：猪名川総合開発工事事務所提供「猪名川総合開発事業余野川ダムについて」	河川管理者	A4(192)	i07-E
資料 3 - 1	検討課題についての意見整理資料	庶務	A4(24)	i07-F
資料 3 - 2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見取りまとめ表(案)	庶務	A3(16)	i07-G
資料 4	流域委員会での一般からの意見聴取の結果概要	庶務	A4(6),A3(11)	i07-H
資料 5 - 1	一般からの意見聴取の会の進め方について	庶務	A4(1)	i07-I
資料 5 - 2	第 8 回猪名川部会 (1/27) 意見聴取の部における意見発表候補者について	庶務	A(26)	i07-J
資料 6	会議の運営に関するお知らせ (第6回運営会議より)	庶務	A4(2)	i07-K
参考資料 1	第 6 回猪名川部会 (2001.12.18開催) 結果概要 (暫定版)	庶務	A4(2)	i07-L
参考資料 2	委員および一般からの意見	庶務	A4(12)	i07-M
参考資料 3	検討スケジュール (案)	庶務	A3(1)	i07-N
資料番号なし	第6回猪名川部会 (12/18開催) 「資料 2 - 3 各委員、河川管理者の提案内容」訂正版	庶務	A4(61)	i07-O
資料番号なし	第 6 回猪名川部会 (12/18開催) 「資料 2 - 3 各委員、河川管理者の提案内容」訂正・追加表	庶務	A4(1)	i07-P

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、原本がカラーのものはカラーで閲覧頂けます。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第7回猪名川部会の説明資料より抜粋

第7回猪名川部会では、はじめに今後の部会の進め方として、中間とりまとめの内容、部会としてのスケジュール、ワーキンググループの設立が確認されました。以下に主な内容を抜粋して掲載いたします。

資料1 中間取りまとめに向けた今後の部会の進め方等について

1. 中間取りまとめに向けて「第6回運営会議より（別紙1）」

- 4月末をめどに行う「中間取りまとめ」については、猪名川流域の基本的な考え方、および治水、利用、環境に関する基本的な方向性を提示するものであり、個別の事業については言及しない。
- 各部会は、流域委員会として中間とりまとめを提出するまでに、部会としての中間とりまとめ（盛り込むべき項目とそれを記述した文章）を委員会に提出する。委員会はそれを元に中間とりまとめを作成する。
- 流域委員会から中間とりまとめが提出された後、1～2ヶ月後に河川整備計画の原案が流域委員会に提出される予定。原案が提出されるまでの間は住民意見に聴取・反映方法等について委員会・各部会で議論を行う。
- 河川整備計画の原案が流域委員会に提出された後、個別メニューの代替案を含む整備計画についての議論を行う。

2. 次回以降の議論の流れ(案)

	猪名川部会	委員会
1月18日 第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水の考え方（前提降雨、安全度、総合治水の考え方等）（別紙2） ・ 一般からの意見聴取についての進め方 ・ 猪名川部会としての中間とりまとめの作成方法について 	
1月27日 第8回	<ul style="list-style-type: none"> （一般からの意見聴取） ・ 意見聴取の方法等について ・ 環境について（考え方、目標等） 	
2月1日（委員会）		利水・水需要の考え方
2月15日 第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境について（方向性、計画に盛り込むべき項目等） ・ 河川利用について（河川敷利用、委員会の議論を受けて利水の議論等） 	
3月4日 第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめ（理念・目標、治水、利水、環境のバランス、総合的対応） 	

○ 利水・水需要については淀川流域全体の事項であるので委員会での議論を待つ

河川管理者説明資料

河川管理者より、資料2-1を用いて、これまでに委員から寄せられた質問への回答として、猪名川の現状（総合治水対策事業、保水能力等）についての説明がありました。以下に、説明資料より主な内容を抜粋して掲載いたします。

総合治水対策の評価

1.2 総合治水対策の評価

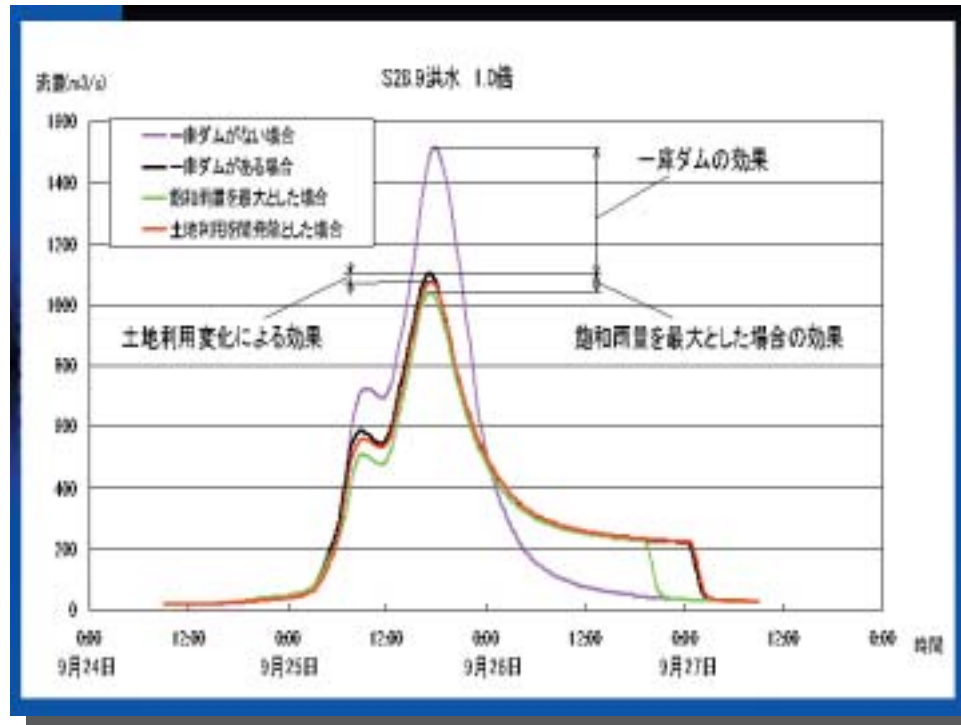
◆各洪水における治水施設の分担量◆

右図より小戸地点に対して防災調節池の保水機能はそれほど大きくなく、平成5年7月洪水程度の規模を越えるとダムによる調節効果が大きいことがわかる。

総合治水対策の評価



保水能力の評価



保水能力の評価

2.3 保水能力の評価

◆流域の保水能力とダムによる洪水調節機能◆
《評価結果》

図より保水能力については、損失を最大(飽和雨量200mm)に見込んでも雨の規模が大きくなると(雨の倍率が大きくなると)流量低減効果は小さくなり、ほとんど無くなってしまふ。また、土地利用を開発前に戻しても流量低減効果は小さいと言える。

《計算条件》現状の土地利用、現状河道、一庫ダム、防災調節池
ただし、一庫ダムがあふれるとダムの効果がわかりにくくなるため、ダムの流量を各倍率で変化させ、ダムの効率的操作を行うこととしている。

猪名川の治水の現状- 昭和28年9月の降雨が現在降った場合の被害想定



猪名川の治水現状- 上下流問題

3.2 上下流問題

川西池田地区改修、多田地区改修によって

- ・当該地区の浸水頻度、被害が軽減される。
- ・下流への流量増となる。
- ・1.2倍以上の規模になると、下流の被害が増大する。

これまで開催された委員会および部会等について

第7回猪名川部会(平成14年1月18日現在)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
意 見 聴 取 の 試 行 の た め の 会	平成13年12月21日(金)	第5回 猪名川部会		平成13年10月9日(火)	
		第6回 猪名川部会		平成13年12月18日(火)	
そ の 他	設 立 会	平成13年2月1日(木)	発 足 会	平成13年2月1日(木)	
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)			

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-Mail ()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.7

2002年4月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。